

第3章

子育て当事者への支援に関する重要事項

第1節 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

ア 幼児教育・保育の無償化【こども家庭庁】

2019年10月より、3歳から5歳までこどもの保育所等の利用料の無償化を実施するとともに、0歳から2歳までのこどもについては住民税非課税世帯を対象として無償化を実施している。こども家庭庁では、子育て世帯の負担軽減や、全てのこどもに質の高い教育を受ける機会の確保に取り組んでいる。

イ 義務教育段階の就学援助の実施（再掲）【文部科学省】

■ 参照 第1章第4節（教育の支援）オ

ウ 高校生等への修学支援による経済的負担の軽減（再掲）【文部科学省】

■ 参照 第1章第4節（教育の支援）カ

エ 高等教育費の負担軽減【文部科学省】

独立行政法人日本学生支援機構が実施する貸与型奨学金について、貸与基準を満たす希望者全員への無利子奨学金の貸与を確実に実施するとともに、低所得世帯の学生等を対象として2020年度から行っている、大学等の授業料・入学金の減免と給付型奨学金の支給を行う「高等教育の修学支援新制度」を着実に実施している。

KEYWORD

独立行政法人日本学生支援機構

学資の支給及び貸与、留学生交流の推進、大学等が行う学生生活支援の促進等、日本人学生及び外国人留学生に対する支援施策を総合的に実施する学生支援の中核機関。

URL : <https://www.jasso.go.jp/>

解説



幼児教育・保育の無償化

「新しい経済政策パッケージ」等の決定に基づき、これまで段階的に推進してきた取組を一気に加速し、幼児教育・保育の無償化を実現するため、2019年通常国会（第198回国会）において、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」（令和元年法律第7号）

が成立した。これを受けて、2019年10月の消費税率引上げによる財源を活用することにより、2019年10月から、3歳から5歳までのこども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯のこどもについての幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料が無償化された。

図表2-3-1 「幼児教育・保育の無償化」の概要

幼児教育・保育の無償化の概要

1. 総論

- 「新しい経済政策パッケージ」、「骨太の方針2018」、「幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針」等を踏まえ、令和元年5月10日子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立。同年10月1日から実施。
- 趣旨：幼児教育・保育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成や義務教育の基礎を培う幼児教育の重要性

2. 対象者・対象範囲等

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園等

- 3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な利用料）の利用料を無償化
 - ※ 施設型給付を受けない幼稚園等については、月額上限2.57万円まで無償化（国立大学附属認定こども園は3.7万円、国立大学附属幼稚園は0.87万円、国立大学附属特別支援学校幼稚部は0.04万円まで無償化）
 - ※ 開始年齢…原則、小学校就学前の3年間を無償化。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、満3歳から無償化
 - ※ 保護者が直接負担している通園送迎費、食材料費、行事費などは、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持。3～5歳は施設による徴収を基本。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充（年収360万円未満相当世帯）
- 0～2歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

(2) 幼稚園の預かり保育

- 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化
 - ※ 保育の必要性の認定
 - ※ 預かり保育は子ども・子育て支援法の一時的預かり事業（幼稚園型）と同様の基準を満たすよう指導・監督

(3) 認可外保育施設等

- 3～5歳：保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化
- 0～2歳：保育の必要性の認定を受けた住民税非課税世帯のこどもたちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化
 - ※ 認可外保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象
 - ※ 上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合などには、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象
 - ※ 認可外保育施設は、①都道府県等に届出を行い、②国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、②について経過措置として5年間（～令和6年9月末）の猶予期間を設定。令和6年10月以降は、①及び②を満たすことが必要になるが、設備基準等を満たしていないために基準を満たすのに相当の期間を要し、かつ、転園も困難なケースに限り、都道府県知事が個別に対象施設を指定することで、無償化の対象とする（～令和12年3月末）ため、2024年通常国会（第213回国会）に必要な法案を提出したところ。

- 認可外保育施設等における質の確保・向上に向けて以下の取組を実施
 - ・ 児童福祉法に基づく都道府県等の指導監督の充実等（認可施設への移行支援、巡回支援指導員の配置の拡充、指導監督基準の見直し等）
 - ・ 市町村における、対象施設を特定する確認や、必要に応じた施設への報告徴収、勧告、命令、確認の取消し、都道府県知事に対する協力要請
 - ・ 都道府県等有する認可外保育施設の情報を市町村が確認可能とする情報共有システムの構築
 - ・ 5年間の経過措置について、法施行後2年を目途に見直す旨の検討規定
 - ・ 5年間の経過措置中の措置として、市町村が保育の需給状況等を勘案し、条例により対象施設の範囲を定めることを可能とする仕組み

3. 財源

- 財源負担の在り方：国と地方で適切な役割分担をすることが基本。消費税増収分を活用し必要な地方財源を確保
- 負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4。ただし、公立施設（幼稚園、保育所及び認定こども園）は市町村等10/10

4. 就学前の障害児の発達支援

- 就学前の障害児の発達支援を利用するこどもたちについて、利用料を無償化
- 幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象

5. その他

- 幼児教育・保育の無償化に関する様々な課題について、PDCAサイクルを行うため、国と地方自治体による協議を継続して実施
- 支払方法：特定教育・保育施設…現物給付を原則。施設型給付を受けない幼稚園等…市町村が実情に応じて判断（現物給付の取組を支援）認可外保育施設等…償還払いを基本としつつ、市町村が地域の実情に応じて現物給付とすることも可

解説

「無利子奨学金の貸与基準」⁵²⁾

対象学校種：大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専門学校

学力基準（大学、短期大学、高等専門学校、専門学校）：高校成績3.5以上又は本人の所属する学部（科）の上位3分の1以内（住民税非課税世帯等の学生等については、成績が基準に満たない場合でも、進学意欲等が面談やレポートによって確認できれば対象となる。）

学力基準（大学院修士段階）：成績が特に優れ、将来、研究者又は高度の専門性を有する

職業人として適格な者

学力基準（大学院博士課程）：成績が特に優れ、将来、研究者として適格な者

家計基準（大学、短期大学、高等専門学校、専門学校）：家族構成により異なる（親が給与所得者の4人世帯の学生の場合、収入限度額の目安は年額約800万円。）。

家計基準（大学院）：本人（いれば配偶者も含む。）の収入年額により判定（修士段階約290万円、博士課程約340万円。）。

解説

「進学資金シミュレーター」⁵³⁾

日本学生支援機構の奨学金の対象となる世帯年収については、家族構成等によって異なるところ、日本学生支援機構が提供している

進学資金シミュレーターにより支援対象となるか確認可能。

解説

「高等教育の修学支援新制度」⁵⁴⁾

対象学校種：大学、短期大学、高等専門学校（4・5年生）、専門学校

支援対象となる学生等：住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯（※）の学生等

（※）2024年度より多子世帯や理工農系の学生等の中間層に支援を拡大

採用時の学業要件：単に高校までの成績のみ

で判断するのではなく、進学意欲等が面談やレポートによって確認できれば対象となるようにしている。

支援を受けられる大学等：一定の要件（機関要件）を課しており、要件を満たしていることを文部科学大臣等が確認した大学等の一覧を文部科学省ホームページ⁵⁵⁾に掲載している。

オ 児童手当の拡充【こども家庭庁】

こども家庭庁では、「こども未来戦略」で示された「加速化プラン」に基づき、①所得制限を撤廃する、②支給期間を高校生年代までに延長する、③多子加算について第3子以降

3万円とする、④支払月を年3回から隔月（偶数月）の年6回とする、抜本的拡充を2024年10月から実施し、拡充後の初回支給を同年12月とする。これらのための所要の法案を2024年通常国会（第213回国会）に提出し、2024

52) https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_1shu/index.html

53) <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/document/shogakukin-simulator.html>

54) https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm

55) https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1420041.htm

年6月5日に可決・成立した。

カ 地方公共団体の医療費等の負担軽減を図る取組【厚生労働省】

厚生労働省では、こどもの医療機関等での受診時の窓口負担を軽減する制度が、おおむ

ね全ての自治体で実施されており、こうした制度を実施する自治体に対する国民健康保険の国庫負担の減額調整措置を廃止することや、適正な抗菌薬使用など、こどもにとってより良い医療の在り方について、検討を進めた。

解説



国民健康保険の国庫負担の減額調整措置の廃止

自治体が実施する制度により医療機関等での受診時の窓口負担が軽減される場合に、国民健康保険財政に与える影響や限られた財源の公平な配分等の観点から、負担軽減に伴い

増加する医療費分を考慮し、国から自治体への交付金を減額する制度のこと。「こども未来戦略」において、こども医療費助成に係る減額調整措置を廃止することとした。

第2節

地域子育て支援、家庭教育支援

ア 地域子ども・子育て支援事業の推進【こども家庭庁】

こども家庭庁では、身近な場所に子育て親子が気軽に集い、交流することができる場の提供や、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習を行う「地域子育て支援拠点事業」、乳幼児や小学生等のこどもを有する子育て世帯等を会員として、こどもの預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行う「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業⁵⁶⁾）」、こどもやその保護者、妊娠している人が身近な場所で教育・保育・保健その他の子育て支援事業を適切に選択し円滑に利用できるよう、情報収集と提供、必要に応じた相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整などを行う「利用者支援事業⁵⁷⁾」を推進している。そのほか、家庭支援事業を含む子ども・子育て支援法の「地域子ども・子育て支援事業」につい

て、財政支援を行うとともに、市町村において計画的な事業の提供体制を図っている。

イ こども家庭センターの体制整備（再掲）【こども家庭庁】

■参照 第1章第6節（児童虐待防止対策等の更なる強化）ア

ウ 体罰等によらない子育てのための広報啓発【こども家庭庁】

こども家庭庁では、11月の「秋のこどもまんなか月間」の取組の一つとして「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施し、「こどもの虐待防止推進全国フォーラム with おかやま」や特設ウェブサイト等により、体罰等によらない子育てのための広報啓発活動を行った。

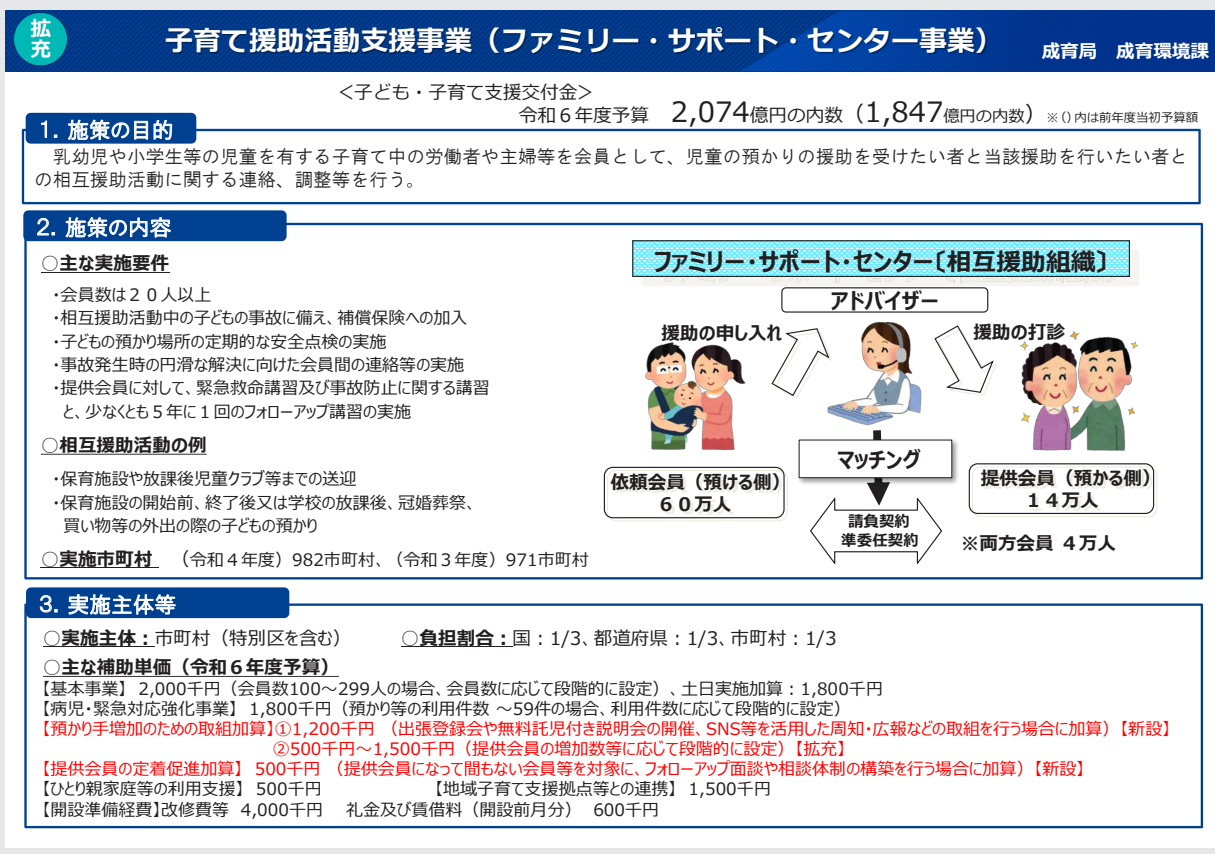
エ 一時預かり事業の実施【こども家庭庁】

保育所等を利用していない家庭においても、日常生活上の突発的な事情や社会参加な

56) 実施市区町村数（2022年度）：982市区町村

57) 実施か所数（2022年度）：3,141 か所（基本型・特定型・母子保健型）

図表2-3-2 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の概要



図表2-3-3 利用者支援事業の概要



どにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合がある。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援が必要とされている。

こども家庭庁では、こうした需要に対応するため、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図っている。

オ ベビーシッターの研修機会の確保及び資質向上事業【こども家庭庁】

こども家庭庁では、ベビーシッターが認可外保育施設指導監督基準の有資格者要件を満たすための研修機会や有資格者要件を満たしたベビーシッター向けの更なる研鑽のための研修機会を増加させることにより、ベビーシッターの更なる質の向上を図っている。

具体的には、全国的に研修等を提供できる体制を有する民間事業者において、

① 指導監督基準を満たすための研修の平日夜や土日の実施のほか、更なる研修受講推進のための円滑な研修実施に向けた取組

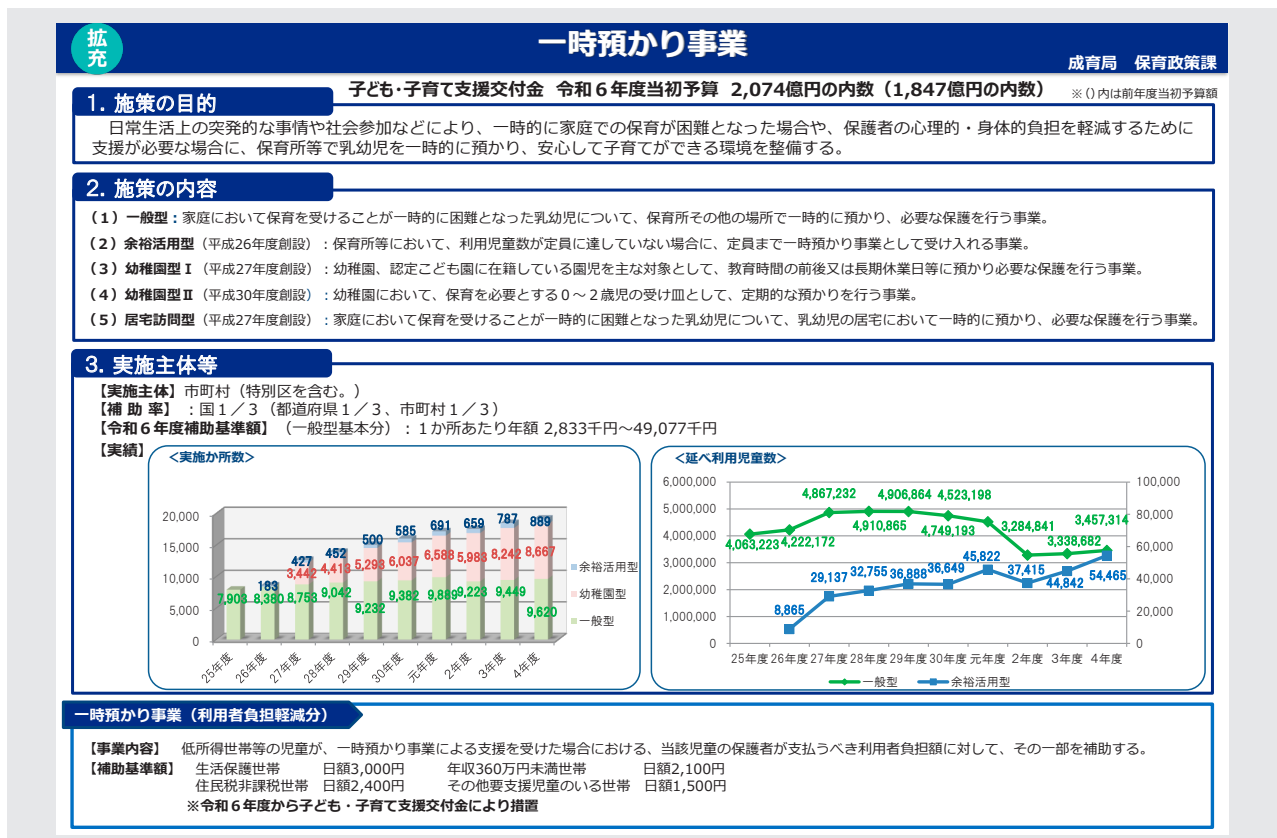
② 既に指導監督基準を満たすベビーシッターに対する、その質の維持・向上を図るためのフォローアップ研修等の実施のほか、質の高いベビーシッターの養成を推進するための取組の実施

といった取組を総合的に実施することを支援することにより、ベビーシッターの更なる質の向上を図っている。

カ 家庭教育支援の推進【文部科学省】

文部科学省では、身近な地域において保護者が家庭教育に関する学習や相談ができる体制が整うよう、地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チーム等による保護者への学習機会の提供やアウトリーチ型の支援等、地域の実情に応じた家庭教育支援を行う地方公共団体の取組を推進した。

図表2-3-4 一時預かり事業の概要



図表2-3-5 ベビーシッターの研修機会の確保及び資質向上事業の概要

ベビーシッターの研修機会の確保及び資質向上事業

<こども政策推進事業費補助金>

令和6年度当初予算額 0.3億円 (0.3億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ベビーシッターが認可外保育施設指導監督基準の有資格者要件を満たすための研修機会や有資格者要件を満たしたベビーシッター向けの更なる研鑽のための研修機会を増加させることにより、ベビーシッターの更なる質の向上を図る。

2 事業の概要・スキーム

- 全国的に研修等を提供できる体制を有する民間事業者において行う、以下の取組を総合的に支援する。
- ① 指導監督基準を満たすための研修の平日夜や土日の実施のほか、更なる研修受講推進のための円滑な研修実施に向けた取組（例として、「認定ベビーシッター」資格取得に関する科目履修の利便性向上に向けた保育士養成施設との調整等を想定）
 - ② 既に指導監督基準を満たすベビーシッターに対する、その質の維持・向上を図るためのフォローアップ研修等の実施のほか、質の高いベビーシッターの養成を推進するための取組の実施（例として、保育士養成施設に通う学生の「認定ベビーシッター」資格取得に関する科目履修の利用者負担に配慮した利用の促進等を想定）

3 実施主体等

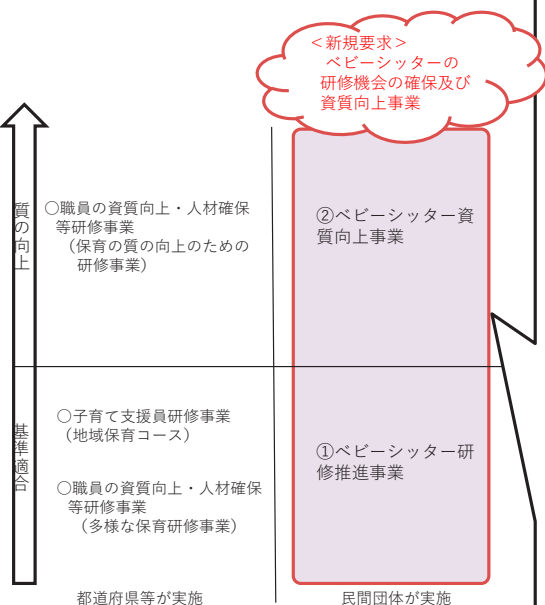
【実施主体】民間事業者（公募により決定）

【補助率】定額

ベビーシッターの更なる質の向上のための研修のイメージ

事業イメージ

令和4年度当時の厚生労働省における研修事業



<概要>

家庭訪問保育の従事者に対する研修等に関する実績及び全国的に研修等を提供できる体制を有する民間事業者において、

- ① 指導監督基準を満たすための研修の平日夜や土日の実施のほか、更なる研修受講推進のための円滑な研修実施に向けた取組（例として、「認定ベビーシッター」資格取得に関する科目履修の利便性向上に向けた保育士養成施設との調整等を想定）
- ② 既に指導監督基準を満たすベビーシッターに対する、その質の維持・向上を図るためのフォローアップ研修等の実施のほか、質の高いベビーシッターの養成を推進するための取組の実施（例として、保育士養成施設に通う学生の「認定ベビーシッター」資格取得に関する科目履修の利用者負担に配慮した利用の促進等を想定）

といった取組を総合的に実施することを支援することにより、ベビーシッターの更なる質の向上を図る。

<補助内容>

- ・定額補助（公募を行い、申請者のうち1社に対して補助）
- ・対象経費は、「事業の実施に必要な費用」。研修受講費用などのベビーシッターの負担はないように事業設計することを補助要件とする。ICT機器などの購入も可。

<民間事業者を活用する理由と効果>

- 自治体においてベビーシッターの資格要件を満たすための研修事業は既に行われているものの、特にベビーシッターの数が少ない地方部においては、一つの都道府県だけでは十分な受講者が確保できない等の理由から、研修の回数が少ない傾向がある。そのため、主としてこうした地方部に居住するベビーシッターを対象に、民間事業者を活用し、各地域ブロック等の単位やオンラインで研修機会を提供することにより、全国どこに居住していても一定の研修機会を得ることができる。
- また、一部の民間事業者においては、現行においても、指定保育士養成施設との連携による取組等を進めているところもあり、当該資格取得のための科目履修や登録の仕組みを設けているものもある。このような既存の民間事業者のノウハウやその知見の蓄積を活用することにより、更なる質の向上に向けた取組の検討が容易になると考えられる。

第3節

共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

ア 男性の育児休業取得支援等を通じた「共働き・共育て」の推進【厚生労働省】

厚生労働省では、男性も育児休業を取得しやすくなるよう支援するため、以下の取組を行った。

- ① 男性労働者の育児休業等取得率を公表する義務の対象を、常時雇用する労働者数が1,001人以上の事業主から301人以上の事業主に拡大する見直しを行うための法律案⁵⁸⁾を提出し、2024年5月24日に可決・成立した。
- ② 次世代育成支援対策推進法に基づいて企業が作成する、仕事と子育ての両立
- を支援することに関する行動計画の仕組みについて見直しを行うための法律案⁵⁹⁾を提出し、2024年5月24日に可決・成立した。
- ③ 男女とも仕事と子育てを両立できる環境づくりに取り組む企業を国が支援する事業を行っている。
- ④ 企業が仕事と子育て等の両立支援に取り組めるよう、働き続けながら子育て等をしやすい職場づくりに取り組む企業に助成金を支給している。

解説



次世代育成支援対策推進法の改正内容

- ・仕事と子育てを両立しやすい職場づくりのために作成する計画（一般事業主行動計画）について、数値目標の設定やPDCAサイクルの確立を法律上の仕組みとして位置付けることとしている。
- ・「男女とも仕事と子育てを両立できる職場」を目指す観点から、一般事業主行動計画に記載することが望ましい内容を、「行動計画策定指針」として国が公表することとしている。

解説



仕事と子育てを両立できる環境づくりに関する国の支援事業

- ・「男性の育児休業取得促進事業（イクメンプロジェクト）」を実施し、労働者に仕事と子育ての両立を支援する国の制度を周知したり、仕事と子育てを両立しやすい環境づくりに成功している企業の事例を周知したりすることで、男性も育児休業を取得しやすい雰囲気づくりに取り組んでいる。
- ・「中小企業育児・介護休業等推進支援等事業」を実施し、育児休業を取得する労働者が増えるように、また、育児休業を取得した労働者が円滑に仕事に復帰できるように「仕事と家庭の両立支援プランナー」による個別の企業の相談支援など、企業の取組を支援している。

58) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律案

59) 同上

解説



働き続けながら子育て等をしやすい職場づくりに取り組む企業への助成金

- ・両立支援等助成金については、男性労働者の育児休業取得を支援する「出生時両立支援コース」、及び育児休業の円滑な取得・復帰を支援する「育児休業等支援コース」を2023年度においても引き続き実施した。
- ・2024年1月より、育児休業取得時の業務体制整備への支援を独立・拡充させた「育休中等業務代替支援コース」を創設の上、

育児短時間勤務を利用した労働者の周囲の社員への手当支給の支援も新たに対象としたほか、2024年度においては、「柔軟な働き方選択制度等支援コース」を創設し、育児期の柔軟な働き方（フレックスタイム制、時差出勤、テレワーク、短時間勤務など）に関する制度の導入・利用を支援するなどの制度拡充を行うこととしている。

解説



新たに導入する柔軟な働き方のための制度

- ・企業は、3歳になるまでのこどもを育てる労働者に、テレワーク勤務を認めるように努めなければならないこととする。
- ・3歳から小学校に入るまでのこどもを育てる労働者が、フレックスタイム制や時差出勤、テレワーク、短時間勤務などを利用して、働く場所や時間を選択できるようにする制度を企業が導入しなければならないこととする。また、子育てをする労働者が希望した場合に、企業は残業を免除しなければならない制度について、これまでは3歳

になるまでのこどもを育てる労働者を対象としていたのを、こどもが小学校に入るまで利用可能にする。

- ・こどもが病気などになった時に仕事を休める制度（「子の看護休暇」）について、感染症による学級閉鎖などの場合にも利用できるようにし、これまでは小学校に入るまでのこどもを育てる労働者を対象としていたのを、小学校3年生が終わるまで利用可能とする。

イ 育児期を通じたニーズに応じた柔軟な働き方の促進【厚生労働省】

厚生労働省では、育児・家事を分担しながら、男女ともに希望するキャリア形成と子育てを両立できるようにするため、小学校入学までのこどもを育てる労働者が、柔軟な働き方を選択できるようにする制度を導入するための法律案⁶⁰⁾を提出し、2024年5月24日に可決・成立した。

ウ 長時間労働の是正【厚生労働省】

2018年6月に、働き方改革関連法が成立

し、「罰則付きの時間外労働の上限規制」や、子育て等の事情を抱える働き手のニーズに対応した「フレックスタイム制の見直し」、「年5日の年次有給休暇の確実な取得」などを内容とした**労働基準法**の改正が行われた。

厚生労働省では、これらが着実に遵守され

KEYWORD

労働基準法

賃金や労働時間、休日に関する規定など、労働の最低基準を定める法律。

60) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律案

るよう、全ての**労働基準監督署**に設置している**労働時間相談・支援班**や、47都道府県に設置している「**働き方改革推進支援センター**」による相談支援を行っている。

KEYWORD

労働基準監督署

賃金、労働時間、労働者の安全と健康の確保などについての相談の受付、監督、指導などの事務を行う機関。

KEYWORD

労働時間相談・支援班

主に中小企業の事業主を対象に、法令に関する知識や労務管理体制についての相談への対応や支援を行う。

KEYWORD

「働き方改革推進支援センター」

中小企業の事業主を対象に、労務管理等の専門家による、働き方改革全般に関する相談対応などの支援を行う。

エ 投資家の評価を利用した両立支援等の多様で柔軟な働き方の推進【経済産業省】

経済産業省では、2023年度は、「なでしこ銘柄」の調査項目に、両立支援に資すると考

えられる設問を追加し、新たに両立支援に積極的に取り組む企業を「Nextなでしこ 共働き・共育て支援企業」として16社選定した。

また、「なでしこ銘柄」選定企業の経営戦略における女性活躍の位置付けと具体的な取組内容や、「Nextなでしこ 共働き・共育て支援企業」の共働き・共育てに関する取組内容等を事例集として公開した。

こういった取組を通じて、男女問わない多様で柔軟な働き方を推進し、企業における男女問わない両立支援の取組を加速させていく。

オ 農業経営体等における女性が働きやすい環境整備【農林水産省】

農林水産省では、農業経営において、労働時間の管理、休日・休憩の確保、男女別トイレの整備、キャリアパスの提示やコミュニケーションの充実、家族経営協定の締結による就業条件の整備、女性農業者の育児と農作業のサポート活動の推進等を通じ、子育て期の女性が働きやすい環境整備を進めている。

カ ワークライフバランス推進のための働き方改革【内閣官房、総務省 等】

内閣官房及び各府省等では、国家公務員について、「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」及び各府省等が策定した取組計画に基づき、働き方改革、長時間労働の是正、育児・介護等と両立して活躍できるための改革等について、総

解説



「なでしこ銘柄」

女性活躍推進に優れた上場企業を「中長期の企業価値向上」を重視する投資家にとって魅力ある銘柄として紹介することを通じて、そうした企業に対する投資家の関心を一層高

め、各社の取組を加速化していくことを目的に行う取組で、2012年度から経済産業省と東京証券取引所が共同して選定・発表している。



資料：女性活躍に優れた上場企業を選定「なでしこ銘柄」（経済産業省ホームページ）

URL：<https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/diversity/nadeshiko.html>

合的かつ計画的な取組を推進している。取組計画に基づく取組状況について、毎年度フォローアップしている。

総務省では、地方公務員について、ワークライフバランス推進のための働き方改革が一層推進されるよう、地方公共団体の取組状況を把握・分析して助言するとともに、先進的な取組事例の情報提供や専門家の派遣などを行うことを通じて、地方公共団体の積極的な取組を促進している。

キ 子育てとキャリア形成の両立支援【内閣官房、人事院、総務省 等】

内閣官房及び各府省等では、国家公務員について、管理職となるために必要な職務の経験を出産・育児期等の前後以外で積ませる等の柔軟な人事管理、両立支援制度を利用しながらのキャリア形成への支援、テレワークやフレックスタイトム制等を活用した柔軟な働き方の推進により、男女問わず子育てとキャリア形成を両立しながら働きやすい環境整備を進めている。

総務省では、地方公務員について、子育てとキャリア形成の両立支援が一層推進されるよう、地方公共団体の取組状況を把握・分析して助言するとともに、先進的な取組事例の情報提供や専門家の派遣などを行うことを通じて、地方公共団体の積極的な取組を促進している。

ク 男性職員の育児休業等の取得促進【内閣官房、総務省 等】

内閣官房及び各府省等では、「こども未来戦略」を踏まえ、国家公務員については、

「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」及び「国家公務員の男性職員による育児に伴う休暇・休業の取得促進に関する方針」に基づき、育児休業等の取得について、職場全体の意識改革に加え、上司からの取得の働きかけ等のマネジメント改革等により推進している。

総務省では、地方公務員について、男性職員の育児休業等が一層推進されるよう、地方公共団体の取組状況を把握・分析して助言するとともに、先進的な取組事例の情報提供や専門家の派遣などを行うことを通じて、地方公共団体の積極的な取組を促進している。

ケ 育児休業給付の給付率引上げ【厚生労働省】

若者世代が、希望どおり、結婚、妊娠・出産、子育てを選択できるようにしていくため、夫婦ともに働き、育児を担う「共働き・共育て」を推進する必要がある、特に男性の育児休業取得の更なる推進が求められている。

このため、厚生労働省では、「雇用保険法」（昭和49年法律第116号）において子の出生後一定期間内に両親がともに育児休業を取得した場合に、既存の育児休業給付と合わせて休業開始前の手取りの10割相当を支給する給付（出生後休業支援給付）を創設すること等の内容を含む、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案」を2024年通常国会（第213回国会）に提出し、2024年6月5日に可決・成立した。

解説 「出生後休業支援給付」

子の出生直後の一定期間内（男性は子の出生後8週間以内、女性は産後休業後8週間以内）に、被保険者とその配偶者の両方が14日以上の子育て休業を取得する場合に、最大28日間、休業開始前賃金の13%相当額を

「出生後休業支援給付」として給付し、育児休業給付と合わせて給付率80%（手取りで10割相当）へと引き上げることとし、2025年4月より実施することとしている。

コ 育児時短就業給付の創設【厚生労働省】

「共働き・共育て」の推進や、子の出生・育児休業後の労働者の育児とキャリア形成の両立支援の観点から、柔軟な働き方として、時短勤務制度を選択できるようにすることが求められている。

これを踏まえ、厚生労働省では、雇用保険法において被保険者が、子が2歳未満の期間に時短勤務を選択した場合の新たな給付（育児時短就業給付）を創設すること等の内容を含む、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案」を2024年通常国会（第213回国会）に提出し、2024年6月5日に可決・成立した。

サ 家事負担を軽減するサービスの適切な利活用に向けた環境整備【経済産業省】

人手不足等が進展する我が国において、働く人がライフイベントやキャリア形成を両立する上で直面する、家事負担等の諸課題の解消は企業における多様な人材の活躍を後押しする観点から重要である。このため、経済産業省では、従業員の家事負担軽減に伴う企業等における多様な人材の活躍に向けた環境整備を目的に、家事支援サービス提供事業者と中小企業等が連携して行う福利厚生導入実証事業として、令和5年度補正予算において「ライフステージを支えるサービス導入実証等事業費（家事支援サービス福利厚生導入実証事業）補助金⁶¹⁾」を措置した。

解説



「育児時短就業給付」

雇用保険の被保険者が、2歳未満の子を養育するために、時短勤務をしている場合に、時短勤務中に支払われた賃金額の10%を支

給する育児時短就業給付を創設し、2025年4月より実施することとしている。

第4節

ひとり親家庭への支援

ア ひとり親家庭への経済的支援（再掲）【こども家庭庁】

■参照 第1章第4節（経済的支援）ア

イ ひとり親家庭に対する子育て・生活支援（再掲）【こども家庭庁】

■参照 第1章第4節（生活の安定に資するための支援）ウ

ウ ひとり親家庭の就労支援（再掲）【こども家庭庁】

■参照 第1章第4節（保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援）ウ

エ こどもの生活支援の強化（再掲）【こども家庭庁】

■参照 第1章第4節（生活の安定に資するための支援）イ

61) 「経済産業省関係令和5年度補正予算の事業概要」

(https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2023/hosei/pdf/pr.pdf#page=23)

オ ひとり親家庭及び低所得子育て世帯のこどもの学習支援（再掲）【こども家庭庁】

■参照 第1章第4節（教育の支援）ウ

カ 相談支援体制の強化（再掲）【こども家庭庁】

■参照 第1章第4節（必要な支援を促す取組）ア

キ ひとり親支援ポータルサイトの開設・充実（再掲）【こども家庭庁】

■参照 第1章第4節（保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援）サ

ク 官公民の連携プロジェクト・国民運動の展開（再掲）【こども家庭庁】

■参照 第1章第4節（こどもの貧困に対する社会の理解促進）ア

ケ 親子交流支援・養育費確保支援（再掲）【こども家庭庁】

■参照 第1章第4節（経済的支援）イ

コ 養育費及び親子交流の取決めにに関する周知・広報【法務省】

両親の離婚によって親と離れて暮らすこととなったこどもが、その後も健やかに成長していけるよう、父母は、離婚のときにこどもの**養育費**と**親子交流**について話し合って取決めをしておくことが重要である。そこで、法務省では、養育費と親子交流についての知識や合意書の作り方を分かりやすく解説したパ

KEYWORD

養育費

こどもを育てるために必要な費用のことをいう。こどもが自立するまでに必要な衣食住に掛かる費用、教育費、医療費などが含まれる。

図表2-3-6 「家族のことで悩んでいるあなたへ」（法務省ホームページ）

法務省
MINISTRY OF JUSTICE

ホーム

お父さん・お母さんが別れるのかな…
～家族のことで悩（なや）んでいるあなたへ～

お母さん・お父さんがけんかばかりしてる…別れるのかな…
今、大変な思いをしているあなた
つらいときは一人でがまんしないで近くの人に話してみましょう。相談できるところもあるよ。
家族のかたちは変わるかもしれないけれど、
お父さん・お母さん、おじいちゃん・おばあちゃんとあなたとの関係は変わりません。

お母さん・お父さんの離婚（りこん）について知りたいと思うようなことをまとめてみました。

親が離婚（りこん）するって、どういうこと？	離婚（りこん）したら、だれが私を育てることになるの？	離婚後（りこんご）に、離（はな）れて暮（く）らす親と関わりがなくなるの？
離婚（りこん）するのは、私のせいなの？	私の希望や悩（なや）みは、伝えているの？	親には私の思いを伝えるにくいなあ…
みんな、私みたいな悩（なや）みがあるのかな？	自分のような経験をする人が、減っていくのかな？	

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1
電話：03-3580-4111（代表）
法人番号1000012030001

Copyright © The Ministry of Justice All Right Reserved.

ンフレットを作成し、市区町村の窓口で離婚届と一緒に、離婚を考えている父母に配布するなどした。

また、離婚を考えている父母に向けて養育費や親子交流の取決めの重要性などを分かりやすく説明した動画「リコンの時に知っておきたい大切なこと」を配信したほか、父母の離婚で悩んでいるこども向けのサイト「家族のことで悩んでいるあなたへ」を公開している。

KEYWORD

親子交流

親子交流とは、こどもが、離れて暮らすことになった親と会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話、ビデオ通話、SNS等で連絡を取り合ったりすることをいう。

サ 養育費や親子交流に関する調査研究の実施【法務省】

こどもの養育費や親子交流については、父母が離婚のときに話し合っ取決めをしておくことが、こどもの健やかな成長のために重要である。しかし、実際には、父母が取決めをしないまま離婚することも多く、取決めの重要性が十分には伝わっていない。そこで、法務省では、養育費や親子交流の取決めの重要性や、離婚によって親や子が受ける心理的な影響など、離婚を考えている父母に必要な情報を分かりやすく伝える方法を研究し、これらの役立つ情報を取りまとめた動画「知っておきたい離婚のこと～こどもと親のこれからのために～」を作成した。そして、この動画も含めた「離婚後養育講座」を市区町村で試してもらい効果を検証した。

注目事例⑩

こどもまんなかアクション～こども・子育てに
やさしい社会づくりのための意識改革～

こども家庭庁では、こどもや子育て中の方々が気兼ねなく様々な制度やサービスを利用できるように、地域や企業などの様々な場で、年齢、性別を問わず全ての人が、自然とこどもや子育て中の方々を応援していくような、こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革として「こどもまんなかアクション」を進めている。

2023年4月に「こどもまんなか宣言」の趣旨に賛同する企業・個人・団体・地方公共団体などに「こどもまんなか応援サポーター」となっていただき、「今日からできること」を実践し、取り組んだ内容を自らSNSなどで「#こどもまんなかやってみた」を付けて発表する「こどもまんなか応援プロジェクト」の取組を始めた。2023年7月に「こどもまんなかアクション」キックオフイベントを開催し、「こどもまんなかアクション」の本格始動を宣言した。キックオフイベントでは、みなさんに使っていただける「こどもまんなかマーク」を投票により決定し、お披露目した。本格始動を宣言して以降、様々な取組を精力的に進めているところである。

図表2-3-7 キックオフイベントの様子



こどもまんなか応援サポーターの輪は徐々に広がっており、30以上の都道府県、200を超える市区町村、約900の企業・団体・個人と拡大中である（2024年3月8日現在）。それぞれが考える、こどもや子育て中の方々を応援する取組やアクションを実施していただいております、全国に「こどもまんなか」が広がっているところである。加えて、サポーターの輪は、点から面へ広がりを見せており、地方公共団体において複数の地域の企業・団体と一緒にサポーターになる取組も広がっている。

こどもまんなか応援サポーターとこども家庭庁の連携事例として、例えば、「ファミマこども食堂」では、店舗近隣にお住まいのこどもたちや保護者を対象に、参加者が一緒に楽しく食事をしたり、コミュニケーションを図ったりすることで、地域交流の活性化を応援する取組を行っている。南九州大学ひばり祭では、市内の中学生・高校生・大学生・社会人が集

図表2-3-8 こどもまんなかマーク

図表2-3-9 「ファミマこども食堂」の様子



図表2-3-10 「こどもまんなか都城」応援シンポジウムの様子



図表2-3-11 「リレーシンポジウム」の様子



まって、それぞれの視点で「子育ての未来」について語る「こどもまんなか都城」応援シンポジウムが開催された。

また、地域でこうしたこどもや子育て世帯を社会全体で支える気運を醸成するため、地方公共団体主体・こども家庭庁協力の「こどもまんなかアクション」リレーシンポジウムが各地で開催されている。産官学、地域住民、地方公共団体の様々な方に参加していただいており、こども家庭庁としてもシンポジウムの中で、各政策の説明や「こども未来戦略」の理解促進を図ると同時に、地域での課題解決に向けた取組の紹介や意見交換を実施している。2023年度は、北海道、栃木県栃木市、埼玉県、神奈川県、福井県、和歌山県、岡山県奈義

町、広島県福山市、愛媛県、福岡県北九州市、大分県で開催された。

こども家庭庁としては、参加の輪が広がるよう、こどもまんなか応援サポーターの好事例を庁のホームページやアクション公式LINEで紹介して、横展開を図っている。

さらに、こうした取組を進めるに当たって、子育て中の方々が、普段こどもと一緒にいる時に、不便を感じたり、周りからの理解や配慮が欲しかった場面や周りから欲しかった理解や配慮の内容について調査を行った。こうした結果については、ホームページで公表するほか、関係府省庁で共有し、今後の施策に役立てていく。

少子化の危機的な状況、そして今のこどもを取り巻く状況や、子育て世帯の負担がいかに大きなものかということをより多くの方に理解していただくことによって、自然と周囲の協力が行われることが望ましいと考えている。社会の意識を変えていくことは容易ではないが、大きな挑戦と捉え、様々な手法で国民的な関心を引き起こし、より多くの方の理解と行動を促していく。

図表2-3-12 「こども・子育てにやさしい社会づくりのためのニーズ調査」の結果概要

